

会 議 録

1 会議名

令和7年度 第2回金谷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報告事項（公開）

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

○自主的な審議（公開）

- ・空き家対策について

3 開催日時

令和7年6月11日（水） 午後6時30分から午後7時45分まで

4 開催場所

金谷地区公民館 集会室1・2

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

- ・委員： 村田会長、阿部副会長、長副会長
浅野委員、大瀧委員、大西委員、小竹委員、小林委員、小山委員、
白石委員、滝澤委員、星野委員、宮越委員、吉野委員

（欠席1人）

- ・事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長

8 発言の内容

【小池副所長】

- ・益田委員を除く14人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【村田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：星野委員と宮越委員に依頼

— 次第2 報告事項 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について —

【村田会長】

次第2 報告事項 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」についてに入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

- ・資料1により説明

質問、意見は担当の農政課へ伝え、後日回答させていただきたい。

【村田会長】

説明に対し、質疑を求める。

【宮越委員】

地域計画の農地面積だが、全市ではどれくらいあるのか分かれば教えていただきたい。

【小池副所長】

調べてお伝えする。

【宮越委員】

現状の集積率54.6パーセントは、金谷だけか。

【小池副所長】

そうである。

【宮越委員】

こんなに少ないのか。昔の大字は兼業農家がほとんどなくなって2、3軒の担い手農家に集積しているはずである。上門前、下馬場、小滝はまだ耕作されている人もいるが、それはほんの少しなので印象とは違うなと思う。もし、直近の数字がわかれば知りたい。今、担い手がいなくなっている状況だということを確認したい。

【小池副所長】

承知した。

【村田会長】

他に意見を求めるがなし。

以上で、次第2 報告事項 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」についてを終了する。

— 次第3 自主的な審議 空き家対策について —

【村田会長】

次に、次第3 自主的な審議 空き家対策についてに入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

・資料No.2、3により説明

意見交換会の結果、及びアンケート結果を基に地域協議会でどう対応していくか話し合っていたいただきたい。本日、滝澤委員から意見交換会を受けてレポートを出していただいたので、そちらもご覧いただければと思う。

【村田会長】

滝澤委員からのレポートは、当日配布資料なので目をとおしていただきたい。

【滝澤委員】

かいつまんで説明したいと思う。

今ほど事務局から説明があったように、上越市の建築住宅課の説明や町内会長との意見交換会で1番問題になったのは、連絡先が分からなくて管理不全空き家になるところがあるということである。市に連絡しても教えてもらえない。これは、私が前から主張していることで、皆さんは特に意識していないかもしれないが、空き家バンクはあるが使いづらい。不動産会社も言っているが、登録するにあたって非常にハードルが高い。特に瑕疵物件、自殺、事故物件については、上越市のどの不動産会社も扱わないと思う。それから、遠方にいる人が登録しようとする平日

に開催される相談会に参加し、登録シートに記入して担当不動産会社を決めてもらわなくてはならない。3,000軒の空き家に対して、約70軒しかバンク登録されていないし、賃貸物件にいたってはわずか2軒である。

そこで、金谷区でこのような空き家対策を提案したらどうかというのが、地域協議会は実行部隊ではないということなので、誰に実行してもらうか、何をしてもらうか三つの観点でまとめた。町内会に依頼する方法、市への提言、意見書、実行部隊を作るとしたらしてもらいたいことである。

町内会に依頼する内容については、既に清里区が実施しているのが、空き家になる前や空き家になって住民がいなくなる段階でそこを管理する人、相続する人が町内会長に情報を提出していくことが慣例になっている。それを金谷区でも慣例にできないか各町内会に提案する。

それから、町内会が管理不全空き家になることを防止するために提出された情報を基に、管理者に雨漏りが始まっているようだとか、草木が伸びてきて近隣に迷惑がかかるなどを伝えたいので、空き家活用の研修会もあるのでそういったものに参加を勧めたらどうかと提案していただく。

市への依頼だが、町内会に情報が提出してもらえないことが問題だと思う。今日の新聞に持ち主に管理不全の空き家について罰則を設けるようなことを柏崎市で出てきた。これには、今の持ち主や管理者の氏名や住所の公表とか過料が出ている。ここに行く前に事前に公表してもらったほうがよいのではないかと。柏崎市は今まで行政代執行といって、壊れそうな家を自治体が壊したが、1軒も回収できていない。1億2,218万円が市の持ち出しになっている。これが、上越市でもこれからどんどん増える可能性がある。空き家がどんどん増える前に市から情報提供してもらう必要があると思う。そのためには勝手に登録するわけにはいかないのだから、アンケートを実施して、町内に所有者の情報を提供してよいかを聞いていただく。承諾した人に限り町内会長に提出してもらいたいような仕組みを作れないか。

それから、不動産会社が扱ってくれない物件については、市の空き家バンクに登録できないと言ったが、不動産会社が扱ってくれなくても所有者が登録したいと思ったら、そういう特設コーナーを作って登録してもらえないか。誰がそれを登録す

るのかとなると市の職員や地域おこし協力隊を活用することが考えられるのではないか。

それから、高知県梶原町の取組は全国でも非常に注目されていて、国のホームページにも素晴らしい取組として紹介されている。昨年発行された田舎の空き家活用読本によると、自治体が空き家の固定資産税を免除して無料で借り上げる。無料で借り上げるが自治体がリフォームする。ここには、930万円の上限と書いてあるが、ほぼ1,000万円のリフォーム代をかけて、自治体が1,000万円かけて個人のを直すのかということだが、半分は国の補助金で、4分の1は県の補助金である。市は4分の1だけ負担する。おおよそ250万円で、これを10年借り上げると市の負担は1年に25万円になる。これを12で割ると1か月ほぼ2万円。上限が930万円なので、補助金としてもらう分は全部もらっているの返さなくてよいので、1万5,000円から1万8,000円くらいの金額で移住者に貸し出すということである。たった3,200人の町が、今まで10年間で200軒の空き家のうち53軒の空き家を改修して、それを主に子育て世代の移住者に貸し出している。この貸家は非常に人気があり、改修を待っているというくらいである。これを上越市で取り上げてもらえないか市に提案できないか。

最後に金谷区の実行部隊だが、この間紹介したように諏訪区では移住促進諏訪の会が立ち上がり、そこで空き家対策や移住促進のいろいろな取組をやっているが、そういうものを金谷区の住民や地域おこし協力隊のような方をメンバーに入れて実行部隊を創設して、そこに金谷区の空き家バンクを作ったらどうか。そのサイトを立ち上げて上越市の空き家バンクにリンクとして貼ってもらうことができないか。そうすれば、不動産会社を介さずにも売買ができる。今、売買するにしても、どんなに安い物件を売っても、売り主、買主双方が33万円の仲介手数料を払わなければならないと法律が改正されたので、売買手数料が高くなった。

市の空き家バンクも現在仲介会社が入っているの、必ず仲介手数料を払わなくてはならない。売主買主双方のマッチングができればそれも不要になるし、空き家の活用が促進されるのではないかと思ひ提案した。

【村田会長】

今ほど、滝澤委員から詳しく説明していただいた。このことについて、皆さんと討論したり滝澤委員に意見、質問をして進めたいと思うがいかがか。

【小林委員】

これから話をするのは、滝澤委員から出された案に対しての議論なのか。我々とすると前回町内会長と意見交換をして今回まとめていただいた資料を見て、まず、町内会長たちがどう考えていて、どういうニーズがあったのかということ整理する必要があると思う。滝澤委員が今までお話しいただいたことを我々も聞いているし、滝澤委員が考えられているプランももちろん分かっているが、まず、町内会長たちに貴重な時間をいただいて議論した結果を我々がどう受け止めて、その上で町内会に対してこういうお願いをしていこうではないかという、1回足ならしをするタイミングが必要ではないかと思う。

【村田会長】

では、町内会長との意見交換会、並びにアンケート結果について、所見を一人ずつ発言していただきたい。

【浅野委員】

大雑把にまとめてみると、所有者が分かっている空き家については、あまり問題がない。管理が行き届いているし、連絡もつくから問題はない。所有者のない空き家が問題であると思った。所有者が分かっている空き家に対するアクションと、分かっていない空き家に対するアクションが変わってこなければいけない。これは私の意見だが、所有者が分かっていない空き家については、放っておけばよいのではないか。所有者が分かっている空き家については、対応策を考えていったらどうか。

【大瀧委員】

家の隣に空き家が3軒もあって、1番古い空き家の場合、持ち主がどこかの施設に入っているので、連絡を取りたいのでどこの施設かと問い合わせると、本人のプライバシーだから教えられないと言われる。その空き家が、草は伸びるし、木は大きくなってくるし、ヒマラヤ杉のようなもので、電線が切断したりした。周りの人で草刈りすると、周りの人がここの持ち主の承諾を得て草を刈っているのかと余計なことを質問する人が町内にいる。それをやらなければ自分の家にも草の種が飛ん

でくるし、いろいろな木の実が落ちてずいぶん苦勞した。今ようやくそういうことについて、多くの町内で少しずつ理解し始めたのではないかと思っている。

【大西委員】

個人情報のハードルがすごく高いと思っていたが、先ほどの淺野委員の発言を受けて、できるところからやっていく、情報がある空き家と、全くアクションを起こして貰えなかったり、個人情報の壁があつてなかなか協力していただけない場合、ある情報の中で物事を進めて、この空き家対策というのを進めることが重要ではないかと思う。

【小竹委員】

このアンケート結果を見て、できることは何かと考えたときに、上越市の空き家バンクや空き家活用支援策についてご存知ですかという問いに対して、6割くらいの方たちが知らないという回答をしているので、まず、空き家バンクや支援策があるということを周知していくために町内会に対して地域協議会として何かしらの啓発をしていくというのがよいのではないかと思う。その中で、滝澤委員が作成された資料にも書いてあるが、町内会が市と連携して、特定空き家になるのを防止するために、年に1回程度の空き家の近況報告とか相談会への関与をしていくというようなことを進めていくというのはすごくよい案だと思うので、そのような方向に進めていけるように地域協議会としてご案内していただければと思う。

【小林委員】

まとめていただいたものと前回の会議の雰囲気から、町内会長自体は、この空き家問題に対してはそれほどの大きな問題意識はないというのが正直なところかと思った。ただ、過去には危険な状態の空き家を克服したという事例もあったし、町内においては全ての空き家を把握されているという町内もあった。非常に見習うべきところもある。これが本音だろうと思うのは、町内は全てのことができるわけではないので、限界が来た物件に関しては行政がしっかりフォローする。それを継続的に訴えていくというのに尽きるのではないかと思う。町内としても、年に1回の危険空き家の調査がこれからくるが、もう1歩踏み込んだ空き家の調査を進めていく。そのタイミングで空き家バンクや空き家の管理業者であったり、放っておく

ではなくてこういう体制があるという啓発を継続的にしていく。我々ができることというのはそこからではないかと感じている。

【小山委員】

各町内会長から皆さんの話を聞いた。空き家を把握している町内会は、金谷もそうだが月200円ずつもらっている。連絡先もわかるから集金できるのであって、もしも何かあれば連絡しますよというふうに把握はしている。それに反して全く町内会費ももらえない、連絡取る手段もないという町内もある。全体的に聞いてみると各町内会長の困っている部分が見えた。これからもどんどん増えていく可能性があるわけで、ますます各町内会もそういう部分では、目に見えて困ってくるのではないかと思う。

【白石委員】

空き家に関しては、町内会長がある程度は把握できるような流れは作っておくべきだと思っている。個人的には、我々が騒いでもどうにもならないという状況になると思う。団塊の世代の人たちが75歳を超えているわけで、その人たちの世帯が、あと15年たてば必ず空き家になってしまう。若い人たちは、年寄りと一緒に住まないで新しく家を作っていくという形になっていくし、一緒に住めるような家を作っても、子どもがちょっと大きくなると離れていくというような状況になる。そうすると、空き家は今の倍以上になる。住んでいるところはみんなそういうのが出るのではないか。我々の団地の中でも今回のこれとはちょっと関係ないが、下水道を整備していないから町内で月に1回掃除をしようとずっと続けている。あと15年も経てば、下水掃除に出られる人はほとんどいなくなってしまう。そうなった時に、では誰がするのかという話になるが、今現在、新築してこの団地から出ていくという人が出た場合、今ならまだ売れるという状況だから、空き家バンクに登録しなくても、うちのほうでは不動産会社の人たちが直接買って、リフォームしてそれをまたすぐ売りますというようなやり方でやっているのだから、残っている物件がない。今、金谷区で出したところで、よいところは不動産会社がみんな売っているから、今、空き家バンクに登録したとしても、はっきり言ったらもう売れないものになっているというようなのが多くなると私は考えている。

【村田会長】

滝澤委員は、先ほどご説明いただいたがどうか。

【滝澤委員】

浅野委員が言われることは理解できるが、現状、連絡先がわからない空き家で、管理不全空き家が増えているという実態があるし、連絡先がわからないというか、連絡がこないうちに遠くにいる所有者は、自分の親の家が多いが空き家の事が意識から消えている。いきなり市から特定空き家に指定されたということで、慌てて何とかしなくてはいけない。その段階になったら売れないというようなことがあって、やはり、意識から消えている人たちに空き家のことを意識づけるために連絡は必要ではないかと思う。

【星野委員】

皆さんに先に言われたので私の言うこともあまりないが、だいたい団地でも40年から50年くらい経っているから、皆さん団塊の世代で70歳過ぎて子どもはいないし、それでみんな空き家になってしまう。そうなるとう団地の人たちは、家が崩壊するとかいろいろな問題があると思うが、神山はまだ団地もできたばかりで、まだ5、6年しか経っていないところだが、あと40年もすれば今と同じ状態になるのかと思う。そういうことも踏まえて、空き家のことを皆さんとお話ししていても、これからどういうふうに役所と交渉していくのか、市としての責任もあると思う。固定資産税だけは取っているが、後のことは知らないと投げているような感じがする。今いろいろな災害もあるし、火災とか空き家にあった場合の町内としてのいろいろな問題が出てくると思う。管理費はもらっていないのにどうしたらいいのかとか、それを追跡していくにはお金もかかるし、時間もかかるので、町内会費をもらわないほうがよいのではないかという町内もある。そのようなことも考えてみれば、空き家といってもいろいろな使い方があると思う。今リノベーションして、民泊を作ったりしているので、そういう使い方もいろいろな考え方で使うようにして、子育て世代の人をなるべく上越に呼んで空き家に住んでもらえば、小学校、中学校も統合しなくても子どもたちが多くなってくるようなそういうやり方でやっていったほうがよいのかなと思う。ただ、この会で皆さん方の意見を聞きながら、市のほ

うに陳情していくのか、どういうやり方でやっていくのか、それをしっかり方向をつけてやったほうがよいかと思う。

【宮越委員】

今までの皆さんの意見を聞いていると同じような考えを持っている。その中でも、私として申し上げておきたいのが、この町内会長との意見交換の内容は非常に有益だと思う。これを地域協議会の中で揉むのはよいが、市に提案なり提出するときには加工しない生の声を出してはどうかと思っている。地域協議会の委員は、それぞれ各地区、各町内からのある意味代表である。ところが、町内会長は束ねている代表として、現実には抱えている問題を生の声でおっしゃっていただいた。生の声としてやはりそうなのかというところもあったし、意外に考え過ぎじゃないのというものもあったが、これは市が今後、この空き家対策に役立てる上で、我々委員の声よりも町内会長の生の住民の声として参考にすべきだと感じたので、その点を今後の検討の中で頭に置いていただければと思う。

それと、大西委員も言われたが、やはりこの制度の根っこは個人情報を守る、これを保秘と言うが、これが大原則だということである。これは町内会長との意見交換の中にも、町内会長限りで扱う情報として聞かせてもらっている。これは当然のことであって、それを第三者、行政であっても伝えることはできないというのは非常に正しい判断、意見だろうと思う。ただ、こういう問題が出てきた時に、個人情報はそれぞれ個人は人に知られることは望まない。しかし、こういう問題になると、第三者がその個人情報を知りたがる。これは、制度そのものに矛盾があるということである。この社会が荒らしている、放置している個人情報を何らかの形で知ろうというのは無理だろうと思う。原則個人情報は保秘で、これが大前提だというのは忘れてはいけないのではないかな。

今後の検討の中でもまた出ると思うが、先ほどの滝澤委員の柏崎市の例は、これはジレンマに陥った自治体としては当然だろうと思う。条例として過料を設けるといふふうに検討すると書いてあるが、これも賢明なことで、最初から過料を設けることは自治体ではできない。それというのは、上位法、ここに書かれている法律に過料の規定がある。もともとの法律の大原則に上位法を超えて、自治体が条例で過

料を課すことはできないことになっているので、仮に設置したとしても誤りになるし、裁判になれば自治体が負ける。だから、何をやるかという、自治体がお金を取るということは原則的にはできない。できるのは柏崎市が強制的に壊した、それにかかった費用を請求する。これが1億円以上あるわけだが、もっと行政がやるべきだと思うのは、強制換価という手続きができる。対象にしているのは、その家があった家と土地で、家はほとんど価値がないかもしれないが、場所が良ければ土地は売れる。これが対象物なので、それを競売にかけて行政がそれを売った代金を持って当てることができる。それをなぜやらないのか私も疑問でもあるし、先ほど皆さんの意見の中にも出ていたとおりこれからどんどん増える。行政は我々の税金でそれを運営して、財源で住民の困らない施策をしなければいけないということを考えると税金で賄えない。または税金で賄うべきでないものは、その条例を犯す人から強制的に徴収するというのも行政の役目だと思う。強制換価に踏み込むべきというのも、もし提案の中に入れることを一つとして検討していただければ、地域協議会、住民の声として入れてもよいと思う。

滝澤委員の案の中で実行部隊の案があったが、実行部隊については、これを例えば協議会の中で設置に向けて動くまたは検討する、働きかけるというのはちょっと疑問を覚える。地域おこし協力隊で組織するという部分については、市に要望することで足りると思うが、こういうものを組織する、町内会に働きかけるということも、私は諮問機関である地域協議会の枠を超える部分ではないかと思っているので、これは今後、地域協議会の中での検討によることになるとは思うが、その実行部隊をおく、検討するということを含めて市に提案することになれば、その中に含めるのが適当ではないかと思う。

【吉野委員】

皆さんのおっしゃるとおりと思った。私のグループでは正善寺エリアの人が、1番困っているのかと感じた。その後、正善寺エリアに何度か足を運んでみたが、確かにここに住むのかと言ったら、どうなのというのが正直なところで、連絡先が分からないというところに関しては、分かっているけれど放っておきたいというのが持ち主の正直なところだったりするような気もする。処分するのであれば、持ち主

は必要かもしれないが、実際、良い物件だったら速やかに借りていただいてビジネスに生かしていただければよいと思う。投資として興味がある人はすればよいし魅力だと思う。でも、実際には事故物件を借りたいかといったら、住まいとしては借りたくないというのが正直なところだと思う。ただ、壊すということに対して特別の処置があるのであれば、そういったことからしていけばよいのかなと思うが、そうやってまだ可能性があるものには気づいていただきたいということは促していくというのは当然だが、マーケティング的な部分を認知してもらおうとか、そういう部分というのは力を入れていかななくてはいけないがなかなか難しいのか。まず壊すものを壊すのがよいのではないかなというのが正直なところである。その他のところでまたお話したいことがあるが、関連して私はそう思った。

【長副会長】

黒田小学校区の町内会長とお話しさせていただいたが、思ったより空き家が少ないというのが第一印象で、黒田小学校区の町内会長のお話では、所有者と連絡が取れているとか、近隣の方が空き家の面倒を見ているといった理想的な場合があったのを聞かせてもらったので、それが一番理想的であるなと思った。これから地域協議会で何ができるかという、町内会長たちにやっていただけることといったら、そういう空き家とのつながりを消さないということをつなげてもらえるのが1番かと思った。

【阿部副会長】

680世帯を預かる町内会長として一言申し上げると、今ほど出ている町内会長としての役割の中で、果たしてどれだけ果たせるのか以前も申し上げたように、はっきりとこれは空き家というものについては、今、実際に当町内では40軒近い空き家がある。しかし、個々にこれに対してどうこうというのは、我々町内会長として踏み込むのはなかなかできない話だ。ただ、所有者もしくは管理者に、こういう空き家バンク制度があるよとか、そういう情報提供は可能である。せいぜいできるのはそういうものであろう。それ以上踏み込むことは、なかなか難しい部分だろうと推測している。もしそういうことをやるということであれば、班長を通じてそういう情報提供をしていただくと、空き家、もしくは空き家になるような物件があれ

ば、速やかに情報提供をしていただくことを依頼しておくことは可能である。具体的に突っ込んだ部分での空き家の活用という話になった時には、これはなかなか町内会としても、なぜ町内会はそこまで踏み込むのだという話が必ず出てくると思う。だから、それは我々としては踏み込めない話だろうというのが正直なところだと思う。

滝澤委員の提案もわからないではないが、実態として大きな壁があるというのは事実だと思うので、その辺は我々も認識していかなければならない。ただ、市へ要望していく話は、これはまた別だから、いろいろな空き家対策にしても市が行わなければいけない案件であるとか、あるいは、またやっていただかなければいけないというような案件があるのであれば、これは積極的に意見書の中で組み入れて出すことはやぶさかではない。

【宮越委員】

阿部副会長が言われたとおり、ある町内会長が我々は市の下請けではないからとおっしゃった。これは正しい。協力関係である。中には勘違いしている人がいて、市に言われれば何でもやらなくてはいけないというふうに思っている人もいらっしゃると思うが、正しくは、町内会は民間団体、行政組織の端っこではない。だから、そういう意味では強制はできない。町内会長が反対すれば導入はできない。

【村田会長】

今、滝澤委員が考えられている要望はすべてそのお願いという一語で考えられていることで、強制でもないし地域協議会として町内会長にお願いをする、市へ要望する。そういう立ち位置で取りまとめられているし、考えられていることだろうと、私自身は承知をしている。よって、皆様方からご意見を拝聴をしたが、この次はどんなふうに進めたらよいのかと考えている。今までの意見、そして、今、滝澤委員が出された要望の案についてさらに取りまとめていこうという考えに皆様方になっていただくのか、いや、もう限度があるから精一杯じゃないのかという思いの方もおいでになろうかと思うので、協議会として今回のこの意見をさらに取りまとめていったらよいかどうか、皆様方から手を挙げていただいて、どちらかに決めて次へ向かったらよいのかなと思うがどうか。大方、次に向かって取りまとめていった

ほうがよいというふうに私は拝聴をしたが、このことをさらに継続して取りまとめていく方向で進めていったらどうかと思うが、皆さまはいかがか。いかないでよいという方がいたら、手を挙げてほしい。

形として今三つの要望があるが、三つ目はちょっと大きい課題かと思いつつも、それはそれでまた相談すればよいのであって、どうしても三つをまとめなければいけないということにもつながらないかもしれないが、どちらにしても討議を継続すると、意見として取りまとめて行政のほうに意見を提出するというふうに行きたいと思うが、皆さまはいかがか。よろしいか。

【宮越委員】

進め方で提案だが、次回も今日の滝澤委員の案と町内会長の意見、今日の発言を基に検討するのはよいが、皆さんは、各立場、思いで意見が違っている面も正直ある。これを1回か2回続けた後で、事務局に提案する案なり、やる前提で骨子にまとめていただく。それを、この協議会で議論する形でどうか。それというのは、滝澤委員が毎回案を出していただくのはよいが、これを叩き台にするのは、私、抵抗がある。これは、やはり委員の一人でもあるし、この叩き台というのはどちらかというところ、叩かれる土台なのでこれはやはり事務局にひと肌を脱いでもらって、A4一枚でも簡単にまとめてもらうのがよいのではないか。

【村田会長】

どちらにしても、まとめ方がこれから私どもにかかってくるが、滝澤委員も宮越委員も言われた中で、より良いもの、地域協議会としてのもの、そして滝澤委員のものでもあり、一般的なものも全部ひっくるめた中で、もう少し綿密に一步踏み込んで皆様方と討議を続けるということでこの会をまとめたいと思うが、よろしいか。

(はいの声)

では、そうさせていただくということで、その次に進むというのは次回ということで、事務局よろしいか。今日のお話を受けて頂きたいと思う。

【白石委員】

次回の時でよいが、事務局へのお願いだ、個人情報だからと結構皆さんおっしゃるが、私、個人情報というのは、はっきり言ってどういうことなのか教えていた

だきたい。要は個人情報というのは、私は皆さんのほうで拡大解釈しているような錯覚をしている。個人情報というのはそんなに心配することはないのではないかと思っているのだが、その辺のところを教えていただきたいと思います。

【村田会長】

次回でよろしいか。宮越委員が言った、保秘ということか。

【宮越委員】

私がかかっている個人情報というのは、こういう地域協議会の場で検討するのが一つ仕事だとすると、例えば我々の委員の名前、住所くらいはよいが、勤務先、家族構成、趣味、そういった部分については個人情報として公開しない为好い。その他の人にそれを知らせることが、これは法に抵触する。そういう部分である。個人情報の中でも知らしめてもらっていいのは、名前と住所。年齢もダメである。基本的には3情報と言ってそれ以外は、個人情報の所有者の同意がない限りは、第三者は知ってはいけない仕組みになっている。だから、今、小学校、中学校、保育園で、昔で言うとPTAの名簿があった。緊急連絡先も配られた。しかし、今はありません。なぜかという個人情報だからである。簡単に言うとそういうことである。

【村田会長】

連絡はスマホでやっている。

【宮越委員】

それは同意をしているからである。それぞれ個人情報の持ち主が同意をすれば、例えば、ここにいる我々が家族構成から、家の借金から稼ぎがいくらか知っていてもよいということ同意すれば大丈夫である。

【白石委員】

目的以外に使用しませんと書かれている。住所と名前を届け出た場合には、届け出先のほうは、目的以外に使用しないと記載がある。それが入っていれば、それ以外には使わないということを示しているわけか。

【宮越委員】

それは誰が言っているかという、行政機関であったり、団体であったりする。要するに、その情報を扱う公務員、または、準公務員が約束していることである。

一般の市民にそれは関係ない。

【白石委員】

そういうことであれば、町内会長が空き家の情報を知ったとする。この家が誰のものなのか。空き家になるということなので、それを市のほうに届けるようにするか、あるいは誰かが聞いてきたときにどの程度までその情報を話してよいのか、不動産会社の人ならよいのか。あるいは、金持ちの人が個人的に来たときに、あれは誰々さんの持ち物だと、住所と名前と電話番号を全部教えてよいのか。その辺の対応が町内会長は大変だと思う。

【宮越委員】

私の知っている町内会長は、その部分に関わりたくないのでは連絡先だけにしていくと言っていた。そこは知っているが、第三者に伝えてくれるなど約束した上で行われている。それは当然だと思う。今、白石委員が言われるとおり、第三者に渡してよいかどうかは、その情報をいただく情報の持ち主、空き家の持ち主、その人にと細かに同意をいただいている。了解の上でいうことである。了解がなければならぬ。

【大西委員】

私は、民生委員をやっているが、市から名簿をいただいて、市のほうから連絡が来て、この人とこの人は町内会長に知らせないでくださいという連絡が来る。民生委員の立場で名簿が来てその名簿に基づいて動くのだが、これは省いてくださいと言われて、じゃあ町内会長にはお伝えしておいたほうがいいですよ、と言ったら、ご本人の希望なので町内会長にも知らせないでくださいと言われる。

あと別の名簿で、ご本人にここの部署と消防団とかいろいろなところに、あなたの情報がいくことを許可されますかというのにサインをする。ただやはりその部署、市役所の部署では OK だが、違う部署は了解をしていないので絶対開示ができないという決まりがある。個人情報というのは、すごくハードルが高いのだという認識でいる。

【村田会長】

宮越委員、そういうことか。

【宮越委員】

そうである。今、大西委員が言われたが、行政は古くから個人情報保護法、個人情報保護条例ができたときから、役所の中には全部で70いくつかののセクションがあるが、市民課の情報を他の課の職員が閲覧したり、コンピューター上で見ることはできないし、万が一、それを窃取したり外に漏らすとこれは地方公務員法違反でクビになるし刑事罰も受ける。そういう仕組みである。

【村田会長】

いずれにせよ、保秘というか個人情報という壁は、皆さんみんな承知しながら、でも、町内会長、あるいは行政に意見として言える部分は言うておくことが、地域協議会としても、そういうあり方があってよいのかなと思うが、十分に個人情報ということ承知しながら進めて、あるいは、協力していただくということで、取りまとめ方向ということでご承知いただいたので、この会の取りまとめはそのようにさせていただいて、次回、事務局のほうでよろしくお願ひしたい。

以上で、次第3 自主的な審議（1）空き家対策についてを終了する。

— 次第4 その他 —

【村田会長】

次に、次第4 その他に入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

本年度また地域協議会だよりを発行する。昨年度、皆さんに編集委員を順番に毎年度変わるということで決めていただいたので、今年度の地域協議会だよりの編集委員を小林委員、小山委員、白石委員の3人をお願いしたいと思う。基本的に事務局が作成したものをチェックしていただくという仕事である。

【小林委員】

経験者の大西委員にも加わっていただきたい。

【村田会長】

では、今年度は、大西委員、小林委員、小山委員、白石委員でお願いする。

【小池副所長】

- ・ 第3回協議会：令和7年7月9日（水）午後6時30分から 金谷地区公民館
- ・ 第4回協議会：令和7年8月6日（水）午後6時30分から 金谷地区公民館

【村田会長】

他に質疑を求める。

【小林委員】

次回に事務局のほうから、原案を出していただけるということか。

【小池副所長】

今の話を受けて、事務局で相談させていただきたい。

【小林委員】

文書ではなくて、これまでのポイントを箇条書きして、町内でやれそうなもの、行政にお願いしたいことの二つに分けて、それについてみんなで意見を戦わせればよいのではないか。

【吉野委員】

滝澤委員のせっかくあがった灯みたいな空き家対策は消してはいけないと思うので本当に頑張っていきたいと思う。

その上で、人口が減っているというのが全ての問題だと思う。人口があふれていれば、家は埋まる。その中で、そこを逆行してやると思ったら、やはり何か魅力が必要。例えば、この値段でこの家を借りられるとか、正善寺エリアだったら、こんな清流の中にカフェがあっておいしいものが食べられるとか、何か行ってみたいというスポットがあったり、周りの価値が上がっていいねとなったり、目的地となるようなシンボリックなものがあるとよい。

この街に住みたいという気持ちが溢れていったりしないと、東京に行く人たちも減らないだろうし、帰ってくる人たちも増えないだろうし、インバウンドも借りづらと思う。その中でもう一度、前にも言わせていただいたが、金谷山をなんとかしたい。この街の魅力をもう一度発信してということをしつづ話し合えるような、この街を好きになってもらうような試みを話し合えたら、前向きなのかなと思った

ので、提案させていただきたいと思う。

【村田会長】

他にないか。

【小山委員】

昨年の6月に自主的審議事項として、交通安全協会の高田西小学校を中心とした支部設立について、皆さんにご相談させていただいた。途中から協議事項から外れたが、その後について皆さんにご報告させていただきたい。

昨年の9月から本格的に支部結成に向けて協議に入った。まず、高田西小学校区に該当する7町内の町内会長から集まっていただき、何回か会を重ねる中で役員の選出、あるいは協会費、支部規約等の議論も重ね、結果的に今年の4月6日、この公民館において設立総会を開催することができた。寺町1丁目、寺町2丁目、中通町、金谷、神山、大貫、平山の7町内会で結成した。各町内会から各世帯に応じて委員を22名選出させていただき、この中に町内会長も含めさせていただいた。今まで、他の町内会長を見るとまったく交通安全協会の活動自体を把握していない町内会長が結構いたので、今回は町内会長が委員に入るということで参加させていただいた。高田西支部の役員3名を選出して、発起人である私が会長に、副会長に村田さんからなっただき、会計に飯支部で経験豊富な平山町内会の方からなっただき、合計25名の体制で出発したので報告する。

【村田会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。